

第三次東京都子供読書活動推進計画

平成27年2月
東京都教育委員会

は じ め に

子供の読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)です。

読書により、子供は広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書は、子供が、変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、考え、判断する、表現することができる資質や能力を育むものです。さらに読書を通して、子供は多くのよい文章に触れることができ、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上が期待されます。

これらは、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を見据え、子供たちに、国際社会で活躍する人材として資質・能力を高める上でも、欠かせない力であると言えます。

このように、読書は子供が自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要な役割を果たしています。

主体的な読書活動を推進するためには、子供の特性を考え、成長の段階に応じた様々な分野の本との出会いや多様な読書の機会を提供し、子供が感動したり、感じたことを伝えることができる読書環境づくりを行うことが大切です。

東京都は「第三次東京都子供読書活動推進計画」において、このような理念に^{のつと}則り、積極的に子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。

目 次

第 1 部 計画の基本的な考え方

第 1 章	計画の性格	3
第 2 章	これまでの成果と課題	5
第 1	第二次計画における東京都の取組	5
第 2	取組の成果	6
第 3	現状と課題	7
第 3 章	第三次計画の基本的な考え方	12
第 1	基本方針	12
第 2	計画期間	12
第 3	計画の目指すもの	13

第 2 部 具体的な取組

第 1 章	成長段階に合わせた取組	15
第 1	乳幼児の読書活動の推進	15
第 2	小・中学生の読書活動の推進	18
第 3	高校生等の読書活動の推進	23
第 4	特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進	28
第 2 章	読書活動推進の基盤づくり	31
第 1	区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進	31
第 2	読書活動推進状況等の調査	31
第 3	都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興	32
第 4	読書活動を支える人材の育成	32
第 5	啓発、広報	34
第 3 章	オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進	36
[参考資料]	「第 2 部 具体的な取組」一覧	38

<注>「第 2 部 具体的な取組」の各取組名の後ろにある（ ）は以下のとおりです。

新規 第三次東京都子供読書活動推進計画で新たに計画した取組

再掲 取組を他の項目で再度記載している場合

再掲一部変更 再掲でかつ記載内容が一部異なる場合

第1部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の性格

1 国の動き

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

これまで国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)を、平成20年3月に第二次基本計画を策定しました。平成25年5月には第三次基本計画を策定し、おおむね5年間(部分的に10年間)の国の施策の新たな方向性として、平成24年から平成34年までの10年間で不読率¹を半減させること及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示しました。

この間、平成20年度及び21年度に告示された学習指導要領(以下、「新学習指導要領」)の総則には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されており、読書活動の推進の重要性が示されています。

さらに、平成26年6月には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられました(平成27年4月から施行)。

平成20年	社会教育法、図書館法 改正 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 改訂 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)
平成21年	高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領 改訂
平成22年	国民読書年
平成24年	新学校図書館図書標準5か年計画(平成24年から5年) 著作権法 改正
平成25年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)
平成26年	学校図書館法 改正

2 都の動き

東京都では平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（計画期間平成15年度から平成19年度まで）を策定しました。また、その後、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間平成21年度から25年度まで）を策定し、計画期間の5年間で未読者率²を半減させることを目標とし、取組を推進してきました。

この間、東京都では新学習指導要領の実施に伴い、平成23年度から公立学校を対象として、活字に親しむ学校づくりを通して、言語能力の向上を図るために、言語能力推進事業を開始しました。この取組は現在も継続して実施しています。

平成25年4月に策定した「東京都教育ビジョン（第三次）」では主要施策2として「思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進」を掲げ、「（略）その基礎となる読書や文章を書くことによって習得する日本語力は、子供たちが社会で生きていく上で、欠くことのできない力である」としています。

また、都立図書館では平成25年7月から第26期都立図書館協議会において、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」をテーマとして協議を行っています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツを通じ、国や文化の違いを超えて互いを理解し、世界平和に貢献するというオリンピックの理念を踏まえ、学校教育におけるオリンピック・パラリンピック教育を推進することとしています。

3 都と区市町村の役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画であり、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

また、区市町村において、推進計画を策定・更新する際や、読書活動を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。



第2章 これまでの成果と課題

第1 第二次計画における東京都の取組

1 第二次計画の性格

東京都教育委員会は、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」とする。）を策定しました。基本方針として、各学校における組織的な取組の徹底や、乳幼児のいる家庭への啓発・支援の促進を掲げるとともに、子供への働き掛けを中心に、多種多様な読書へのきっかけを提供することを目指し、5年間で未読者率の半減を目標としました。

2 東京都の取組

東京都は、学校に関する取組として、都立学校の教育課程届における「指導の重点」に読書活動を明記することとしたほか、読書活動重点支援校の指定や読書状況別のモデル事業を実施し、その成果をテキストにまとめ、ホームページに掲載して活用しました。また、書評合戦等の新しい試みも行いました。

都立図書館では、学校支援サービスや特別支援学校との連携を推進したほか、教職員を対象とする子供の読書活動に関する研修への講師派遣を行いました。また、家庭・地域等における読書活動への取組の推進を図るために、啓発事業や区市町村立図書館支援等に取り組みました。

さらに、東京都子供読書活動推進計画ホームページを立ち上げるなどの広報事業を進めるとともに、児童・生徒の読書状況調査を実施し、その結果を公表して、読書活動状況の実態把握に努め、読書活動推進の参考としました。



第2 取組の成果

児童・生徒の未読者率は計画の目標値には到達していないものの、大幅に改善され、一定の成果がみられました。

[第1図 未読者率改善状況]³

二次計画における未読者率改善状況

	H19		H25	目標	
小2	5.8%	→	2.6%	2.9%	3.2pt改善
小5	9.0%	→	5.4%	4.5%	3.6pt改善
中2	23.4%	→	13.2%	11.7%	10.2pt改善
高2	47.8%	→	31.8%	23.9%	16.0pt改善

第2図に示すように、各学校では、「学校経営方針に読書活動の推進が位置付けられている」「教育課程の『指導の重点』に読書活動を明記している」など、学校全体で読書活動の推進に取り組む動きが拡大していることが伺えます。特に、高校については、教育課程編成説明会時に、教育課程の「指導の重点」に読書活動の充実に関する記述の意義について指導したことなどにより、学校全体の読書活動推進に向けた取組は飛躍的に改善しました。

「読書活動」「読書月間」など、読書活動の具体的取組についても、学校全体で積極的に読書活動に取り組む学校が増えています。小学校においては以前から行われていましたが、近年では中学・高校における取組も進んでいます。

[第2図 学校全体の読書活動推進に向けた取組]⁴

学校経営方針に読書活動の推進が位置付けられている(%)

	H19	H21	H23	H25
小学校	88.3	91.0	92.6	92.6
中学校	79.9	81.1	82.3	86.3
高校	29.6	36.9	62.7	80.7

教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記している(%)

	H19	H21	H23	H25
小学校	—	84.3	88.0	90.5
中学校	—	76.7	80.6	84.8
高校	—	11.3	59.7	74.7

全校で「読書週間」「読書月間」等を設けている（％）

	H19	H21	H23	H25
小学校	79.2	87.4	90.7	91.3
中学校	30.2	40.3	45.3	55.5
高校	9.1	20.7	27.5	73.3

都内の区市町村では、第3図に示すように「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく推進計画が、62自治体中49の自治体で策定されています。区市においては策定率が93.9％となっており、ほとんどの自治体で計画的な取組が行われています。

[第3図 区市町村における「子供読書推進計画」策定状況（自治体数＝62）]⁵

	H19	H21	H23	H25
策定済み	36	42	46	49
現在策定作業中	6	3	3	1
策定するか否かについて検討中	8	11	2	5
策定の予定なし	12	6	11	7

第3 現状と課題

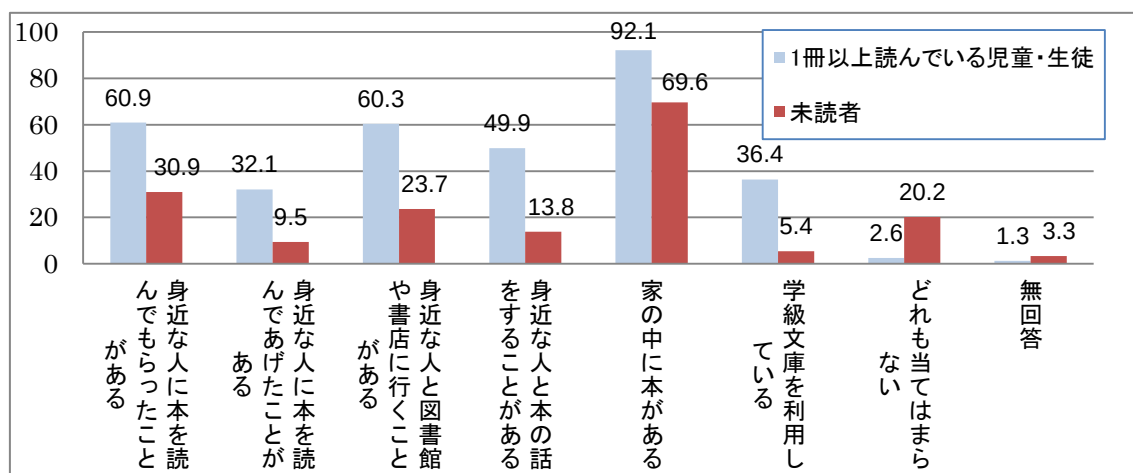
第二次計画での調査により明らかになった課題

未読者率は大幅に改善しているものの、計画の目標値は達成されていません。未読者を取り巻く環境として身近な読書体験が少ないという傾向がみられることから、より一層、学校、家庭、地域、図書館における読書環境の整備や家庭への啓発が必要です。

1 未読者を取り巻く環境

第4図から、未読者は、身近な人に「本を読んでもらったことがある」「本を読んであげたことがある」「一緒に図書館や書店に行く」「本の話をする」等の体験が少ない傾向にあることが分かります。こうした環境の改善には、家庭、地域、学校を含む社会全体で連携して取り組むことが重要です。また、子供にとって身近な大人が読書活動に理解と関心をもつような気運を高めることも重要です。さらに学年が上がるにつれて、読書について影響を受ける身近な人は友人となる場合も考えられ、保護者や教員ではなく友人と本の話をするような場の提供も必要です。

[第4図 (平成25) 未読者を取りまく環境 %]⁶



2 本を読まなかった理由

p. 6 の第1図の未読者率改善状況によれば、各年代において未読者率は減少していますが、依然として1か月に1冊も本を読まない子供が存在しています。また、学年が上がるにつれ未読者率が上昇する傾向が見られます。

第5図では、本を読まなかった理由として、小学校1年生から中学校2年生までは「読みたい本がなかった」「読むことに興味がない」という回答が最も多く、中学校3年生から高校3年生まででは「読む時間がなかった」が最も多い回答となっています。

このことから、小・中学生には、「読みたい本」との出会いの創出や、読書へのモチベーションを高めるような働き掛けが必要です。また、学年が上がるにつれ、進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中高生には本を読む時間の確保とともに、限られた時間の中で充実した読書ができるような働き掛けが必要となってきます。

[第5図 (平成25) 本を読まなかった理由(複数回答可) %]⁷

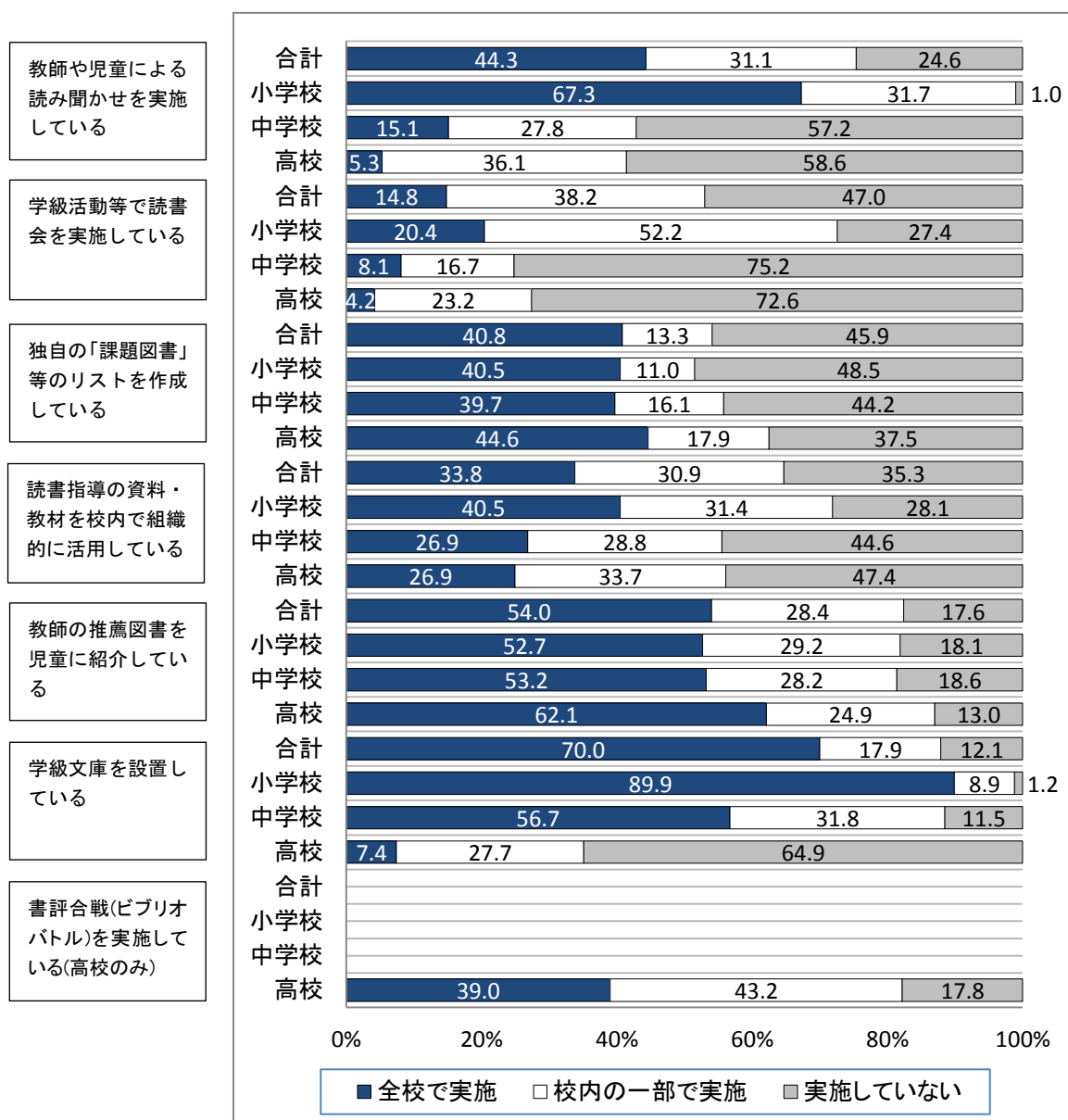
	読みたい本がなかった	読む時間がなかった	読むことに興味がない	文章、文字を見るのが嫌い	どれもあてはまらない
小1	29.4	22.2	27.5	12.4	14.4
小2	39.0	35.7	29.9	13.0	11.0
小3	36.1	25.4	36.7	20.1	11.8
小4	32.2	25.1	41.2	26.3	12.2
小5	37.5	32.3	36.0	23.9	11.2
小6	43.8	30.9	37.9	23.2	7.5
中1	41.4	36.0	46.0	28.2	8.2
中2	46.8	35.9	45.3	24.6	5.9
中3	42.1	45.5	37.9	18.7	5.9
高1	43.1	44.2	31.6	17.2	6.6
高2	36.3	43.0	33.8	14.7	8.4
高3	29.3	54.8	25.7	10.9	7.8

3 学校での読書指導の充実

第6図では、学校において読書指導の充実のために様々な取組が行われていることが分かります。全校での実施に加え、校内の一部での実施も含めると、小学校や中学校、高校により取組に差はあるものの、工夫している様子が伺えます。また、校種によって取組に特徴がみられることが分かります。

読み聞かせの実施、独自の課題図書リストの作成、教師の推薦図書の紹介、及び読書指導の資料・教材の組織的・計画的な活用は、子供に読書のきっかけを与え、何を読んだらよいかわからない子供の道標となります。学級文庫は子供に本を身近なものと感じさせる役割を果たし、読書会や書評合戦は本を読み、考え、本について語る力を育てる取組となります。こうした読書指導は主体的な読書につながるため、児童・生徒の成長の段階に応じて更に内容を充実させて実施する必要があります。

[第6図 (平成25) 学校読書指導の充実 %]⁸



4 調べ学習と電子媒体

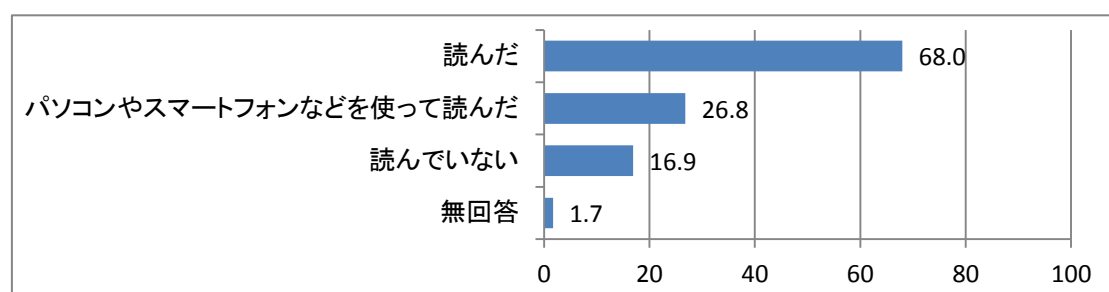
授業等において、関連する本や資料を自分で選んで読み、新たな考えや必要な情報をまとめてレポートを作成したり、クラスで発表したりするなどの調べ学習は、生涯にわたって自己決定できる力や、社会の中で生きていくために必要な問題解決力等を育みます。

調べるためには、本、雑誌や新聞、学習参考書などの資料を読んだり、パソコンやスマートフォンでインターネット上の情報を活用したりするなどの様々な方法があります。第7図ではパソコンやスマートフォンなどを使って資料を読んだ子供は26.8%となっています。

インターネットは近年では欠かすことのできない便利な情報媒体ですが、一方で子供のネット上のトラブルなど懸念される面があり、小・中学校では生活指導上スマートフォンや携帯電話等の持ち込みは制限されています。子供の読書活動の推進に関わる大人は、子供に大量の情報の中から、信頼のおける情報を安全に得る方法を教え、子供が電子メディアやインターネットを適切に利用できるよう十分に情報モラル教育を行っていかねばなりません。どのような媒体からどのような情報が得られるか、調べるにはどのような方法が有効か、それぞれの媒体の特徴を知り目的に応じた活用をするためには情報リテラシー教育も必要です。

また、特別な支援を必要とする子供たちが読書に親しむことができるようにデジジー図書のような電子媒体を活用した図書の開発や活用に向けた支援も必要です。今後は電子書籍の活用について教育における活用や読書との関わり等について検討していく必要があります。

[第7図 (平成25) この1か月間に、本、新聞、雑誌、学習参考書、調べものをするための資料などを読みましたか。%]⁹

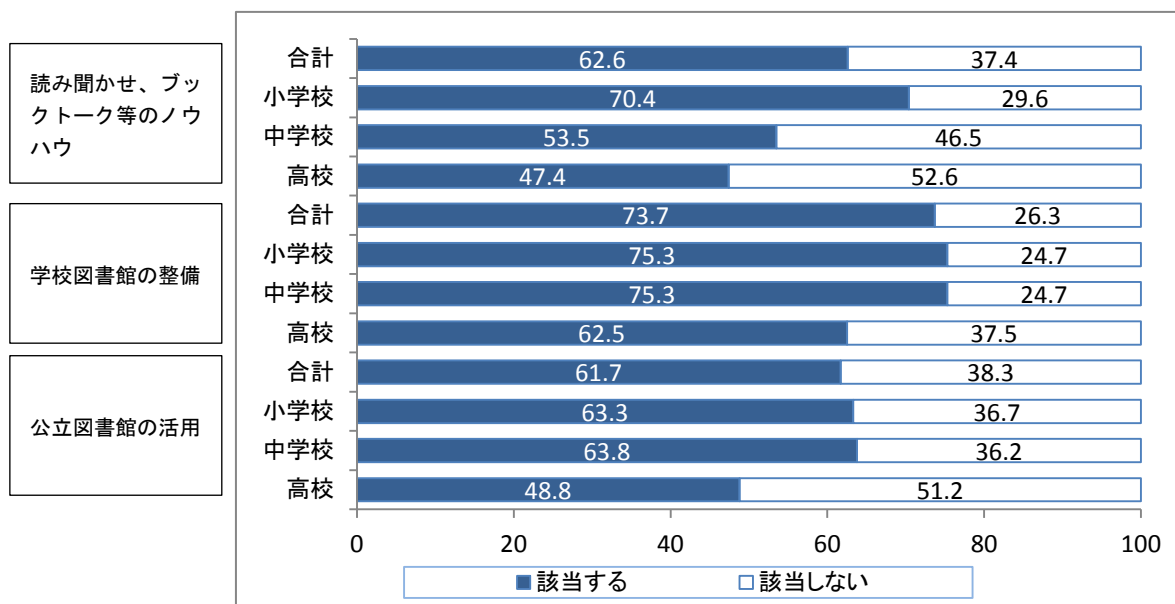


5 学校、家庭、地域、図書館の連携

第8図では、学校で読書活動や読書指導に取り組む上での課題として、学校図書館を利用しやすくするためのレイアウトの工夫や子供の興味・関心を高めるためのコーナーの設置等の整備が挙げられています。また、読み聞かせやブックトーク¹⁰等の取組を充実する必要があります。さらに、公立図書館の豊富な資料やノウハウを学校でも活用できるよう、連携の強化が求められます。

第9図からは、区市町村（図書館）での子供の読書を推進していく上での課題として、ボランティアの育成に次いで関係機関との連携が挙げられており、学校、家庭、地域、公立図書館が一体となって子供の読書活動を推進することが求められていることが分ります。

[第8図 (平成25) 学校で読書活動、読書指導に取り組む上での課題 %]¹¹



[第9図 区市町村（図書館）での子供の読書を推進していく上での課題 自治体数]¹²

	H21	H23	H25
関係機関での人材育成	35	27	34
ボランティア等の育成、活用	41	37	41
家庭での読書活動の推進	38	33	37
公立図書館のサービスの充実	34	30	36
地域(図書館を除く)での読書活動の推進	30	26	29
学校での読書活動の推進	38	30	35
関係機関との連携	43	36	40
その他	3	5	2
特になし	1	4	4

¹ 不読率：1 か月に 1 冊も本を読まなかった子供の割合。東京都も第三次計画から国に合わせた言い方とする。

² 未読者率：1 か月に 1 冊も本を読まなかった児童・生徒の割合

³ 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」（東京都教育庁指導部 平成 19 年度）及び「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度）より作成

⁴ 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」（東京都教育庁指導部 平成 19 年度）及び「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度）より作成

⁵ 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度）より

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ 同上

⁸ 同上

⁹ 同上

¹⁰ ブックトーク：グループを対象として、数冊の本を紹介すること。特定のテーマや特定の作家を中心に紹介することにより、読書への興味、関心を引き起こすことを目指すもので、主に図書館でのおはなし会や学校の授業などで行われている。

¹¹ 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度）より

¹² 同上

第3章 第三次計画の基本的な考え方

第1 基本方針

- 1 不読率の更なる改善
- 2 読書の質を向上
- 3 読書環境の整備

第二次計画により、不読率が大幅に改善していることを踏まえ、第二次計画における取組を基本としながら、取組を乳幼児期、小中学校、都立学校、特別な支援を必要とする児童・生徒の順に、子供の成長に応じた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組を第2部第1章に、取組充実のための読書環境の整備を第2部第2章に具体的に示しました。

- ※ この計画における「子供」は0歳からおおむね18歳以下の子供とします。
- ※ この計画における学校とは、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校の、公立及び私立を含めたものとします。私立学校については、読書活動において本計画の取組を参考にさせていただくとともに、都から各種推進に関する取組の情報提供を行います。

第2 計画期間

本計画の期間は平成27年度から平成31年度までのおおむね5年間とします。

計画期間終了後は、都内における本計画に基づく取組の推進状況、子供の読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

第3 計画の目指すもの

1 不読率の更なる改善

本計画の最終年度である平成31年度には各年代の不読率の平成25年度の3割減、平成35年度には平成25年度からの半減を目指します（小学生は全体で2%以下を目指します）。

学年	平成25年度 ¹³		平成31年度		平成35年度
小学2年生	2.6%	⇒	1.8%	⇒	1.3%
小学5年生	5.4%		3.8%		2.7%
中学2年生	13.2%		9.2%		6.6%
高校2年生	31.8%		22.3%		15.9%

（参考：国の目標 平成34年度 小2%以下、中8%以下、高26%以下）

2 読書の質の向上

(1) 読む本の質の向上

○ 適切な本を知らせる《知る》

目指す子供の姿：様々な本と親しめる子供

子供が様々なジャンルの本があることを知り、読書の幅を広げ、成長の段階に応じた本との出会いができるよう、図書館や学校で啓発資料の作成や推薦図書を選定を行い、子供の状況に合わせて適切な本を伝える取組を行います。

(2) 読書に主体的に関わる態度の育成

○ 読書の喜びを感じさせる《感じる》

目指す子供の姿：読書を楽しみ喜びにできる子供

子供が本を読むことを肯定的に捉え、楽しいことであると認識することができるよう、満足度を上げることを目指し、読み聞かせや、ブックトークのほか、成長の段階に応じた個々の子供への対応を行うため、図書館員・司書教諭・学校司書・ボランティアのレベルアップのための取組を推進します。

○ 目的をもたせる《目的をもつ》

目指す子供の姿：自分で本を選べる子供

子供が本を読む際、「楽しみを広げる」、「知識を得る」、「調べる」、など、目的をもった読書が行えることを目指し、目的に応じた本や資料の調べ方の紹介やブックトークなど、啓発活動を行います。また、学校では自由読書の場でも何らかの目的を持たせて読ませる取組を推進します。

○ 考えを深めさせる《考えを深める》

目指す子供の姿：本から学べる子供

子供が本から得た情報や事柄を自分の中で消化し、考えを深めることを目指し、本について子供に問いかけを行う機会や、子供同士で本の内容についてグループディスカッションを行うなどの機会を増やします。また、並行読書¹⁴や調べ学習など考えを深めるための取組を推進します。

○ 伝える場を設ける《伝える》

目指す子供の姿：本から学び、生活や学習に生かせる子供

子供が読書によって感じたことや思ったことを、自分の言葉で相手に伝えられるようになることを目指し、読書会、書評合戦、家読¹⁵、子供によるおすすめ本の紹介レビュー、調べたことの発表など伝える場を積極的に設ける取組を推進します。

以上のような取組を通じて、読書の質を高めることが大切です。

3 読書環境の整備

(1) 区市町村での計画策定

国の計画の目標年度に当たる平成29年度に、区市に関しては全て、町村に関しては図書館未設置の自治体を除く全てで、子供の読書活動計画が策定できることを目指します。

公立図書館未設置の自治体へは計画策定を促すだけでなく、自治体と連携し、子供の読書活動や読書環境整備に関する支援等を行います。

	平成25年度 ¹⁶		平成29年度
区市	93.3%	⇒	全て
町村	23.1%		全て（図書館未設置の自治体を除く。）

(2) 人材の育成

研修や啓発資料の作成、啓発事業を行い、読書活動を支える人材の育成を推進することを目指します。

¹³ 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度より

¹⁴ 並行読書：単元の学習中に教材以外の本を読書すること。

¹⁵ 家読（うちどく）：「家庭読書」の略語。朝の読書の家庭版で、朝読が学校で行われるのに対し、家読では家庭で家族が一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションが深まるとされている。

¹⁶ 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度より

第2部 具体的な取組

第1章 成長段階に合わせた取組

読書の質を高めていくためには、子供の読書の量を増やすことのみならず、乳幼児期からその時々の子供の成長の段階に応じて働き掛けを継続して行うことが必要です。

第1 乳幼児の読書活動の推進

子供は「読む読書」より早く「聞く読書」によって本と出会い、読書経験が始まります。保護者から絵本を読んでもらい、その楽しさを共有することは、子供にとって大きな喜びとなります。たとえ短い時間であっても子供と保護者が一緒に本を読むことで、親子の絆は深まります。

言葉の世界を豊かにする読書を楽しむことによって、子供は周りの世界を知り、ものごとを考え、様々な事柄を理解していきます。

国立青少年教育振興機構の報告書「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」（平成25年2月）によると、特に就学前から小学校低学年まで「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動と、成人の「文化的作法・教養」との関係が強いことが言えるという調査結果が出ています。

乳幼児に関わる大人たちは子供に本を読んであげることが義務であると捉えたり、知識の獲得を目的とするのではなく、読書が心豊かな営みであることを理解し、子供と保護者を地域全体で支援していくことが大切です。

1 都による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援

（1）乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信

乳幼児期に絵本の読み聞かせを行うことは、うれしい、楽しい、怖い、悲しいといった感情を感じる「心の脳」に働き掛け、子供の感情を豊かにし、親子の絆を深める経験となります。また、コミュニケーション能力の獲得や、その後の子供の言語能力の発達にもつながります。こうした乳幼児期の読み聞かせの有効性について、乳幼児のいる家庭や、保育所等、幼稚園、認定こども園など乳幼児に関わる人たちに対し、「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」において、科学的な知見などを踏まえた情報を発信し、啓発を行います。

（2）異年齢交流事例の発信（新規）

保育所等や幼稚園、認定子ども園で、乳幼児が絵本や物語に多様な形で触れたり読書を通してコミュニケーションを深めたりすることができるように、小・中学校や高校と連携した読み聞かせ等の異年齢交流の事例等を東京都子供読書推進計画ホームページで情報発信します。

2 都立図書館による支援

(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳幼児への読み聞かせに関する Q&A などを、都立図書館ホームページやスマートフォン等により広く情報発信します。都立図書館ホームページに掲載している読み聞かせや絵本等の情報提供も引き続き行い、家庭や地域における読書活動を支援します。

(2) 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用

都民からの読み聞かせや読書に関する相談対応（電話、メール、カウンター等）を行います。保護者や乳幼児に関わる人を対象に作成した、東京都子供読書活動推進資料（啓発資料）『しずかなひととき 乳幼児に絵本の読み聞かせを』を改訂し、他部署との連携を図りながら、乳幼児のいる家庭や乳幼児に関わる人への普及、啓発を行います。

(3) 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援（新規）

区市町村立図書館では、それぞれの地域の状況に応じた乳幼児サービスを行っています。これらの活動に関する情報を把握して集約し、各図書館で共有できるように努めます。

また、都立多摩図書館で行っている乳幼児おはなし会の成果を踏まえて、おはなし会実施のためのハンドブックを作成・配布するとともに研修等で活用し、区市町村立図書館のサービスを支援します。ハンドブックは、乳幼児に関わる方が広く活用できるよう、都立図書館ホームページに掲載します。

(4) 施設・設備の充実（新規）

児童・青少年サービスを行う都立多摩図書館は、平成28年度に移転し、東京都における子供の本や読書活動に関わる専門的機関として、区市町村立図書館や学校図書館等のモデルとなるような取組を一層進めていきます。

児童へのサービスを行う「こどものへや」を設置します。そこでは調べものを支援するための展示を行う等配架を工夫するほか、小さな子供も相談しやすいようなカウンターを設置し、専門の職員が子供や子供の読書に関わる大人からの質問に対応します。

(5) 資料の充実

絵本や紙芝居等、乳幼児が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料も一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

3 区市町村立図書館による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援

(1) サービスの充実

子供の成長段階に留意し、サービスを充実させていくことが期待されます。乳幼児向けに幼児とその保護者を対象とした絵本コーナーの設置し、読み聞かせやおはなし会の実施等、保護者向けに乳幼児期からの読書の大切さについての啓発等が望まれます。

(2) 乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演

保健所・保健センターでの乳幼児健診等において、子育て支援に関わる部署と連携して読み聞かせを行うことにより、子供と保護者が共に楽しむ読書体験が読書習慣の始まりに

なることが期待されます。また、その後の継続的な読書活動につながるよう、図書館の利用方法の紹介等も併せて行うことが望まれます。

(3) 図書館等での定期的なおはなし会の実施

読み聞かせに興味をもった保護者が引き続き読み聞かせの場に参加できるよう、図書館等において乳幼児向けのおはなし会を定期的の実施することが期待されます。

(4) 読み聞かせ講座の実施(新規)

これから保護者となる方や乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の読み聞かせの役割を伝え、家庭での実施等を働き掛ける啓発講座を開催することが望まれます。

(5) 家庭での読み聞かせの支援(新規)

保護者が家庭で絵本の読み聞かせを行う際に、保護者と子供が触れ合いを楽しめるような絵本の選び方や読み聞かせの方法について、図書館の担当者が相談に応じることが大切です。

(6) 外国語を母語とする子供、帰国児童の読書活動の支援

外国語を母語とする子供、帰国児童の読書活動を支援するため、地域の実情に応じ、外国語資料の収集・提供、外国語による読み聞かせなどの読書機会を提供することが期待されます。また、公立図書館のサービスについて、国際交流協会や国際交流委員会等の関係機関を通じて情報提供していくことも大切です。

(7) 保育所等、幼稚園、認定こども園との連携(新規)

保育所等、幼稚園、認定こども園が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が大切です。公立図書館の豊富な絵本や紙芝居の利用、図書館職員による読み聞かせ講座等を行うことが期待されます。

(8) 家庭への啓発 (新規)

家庭の読書環境を整え、家庭で子供が日常的に本に親しめるように、他の子育て支援事業とも連携し啓発等の取組を計画的に行うことが期待されます。

(9) 施設の充実

児童・青少年サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくるのが大切です。子供が見て分かりやすい掲示や乳幼児を連れた保護者が利用しやすい設備の充実が望まれます。

(10) 資料の充実

子供が本と出会い、読書の喜びや楽しさを感じられるよう、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。

選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

4 保育所等、幼稚園、認定こども園に期待される取組

＜保育所等、幼稚園、認定こども園での読書活動＞

保育所等や幼稚園、認定こども園の読書活動については、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の中で、領域「言葉」が設けられており、幼児期の読書活動の大切さが示されています。

保育所等や幼稚園、認定こども園では、乳幼児の成長の段階や興味・関心に応じて、読み聞かせやおはなし、紙芝居などを行い、子供が楽しみ、想像力を巡らせ、豊かな言葉に触れる読書の時間を充実することが望まれます。且つ保護者に対する読み聞かせの実演や読書資料の配布など、子供の読書に関する啓発が期待されます。

また、地域の図書館と連携した読書活動や近隣の小・中・高校等と連携した異年齢交流で、乳幼児に小・中学生・高校生等が読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるような工夫も大切です。

第2 小・中学生の読書活動の推進

小・中学生では本を読まなかった理由として「読みたい本がない」「本に興味がない」という回答（「児童・生徒の読書状況等に関する調査」平成25年度による）が多く、そのため「読みたい本」との出会いを増やし、読書への動機付けを行う取組が必要となります。

小学校低学年では本の世界を知り、自分で本を読むことができること、小学校高学年では支援を受けて自立的に読書ができること、中学校では目的に応じて自立的に読書ができることが大切です。

国立青少年教育振興機構の報告書「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」（平成25年2月）によれば、就学前から中学時代まで、読書活動が多い高校生・中学生ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」、「論理的思考」のすべてにおいて、意識・能力が高いとの調査結果が出ています。

子供の成長の段階に応じて、読書を楽しいものと感じ、様々なジャンルの本に触れ、目的に応じて本を読むことができる取組を行う必要があります。

さらに、読書で得た喜びや感動等を自分の言葉等で表現できる場の設定も必要です。

1 都による小学校・中学校等への支援

小・中学校等では、既に読書活動への様々な取組を行っている学校が多くあります。東京都は、区市町村教育委員会と連携して、読書活動や学校図書館の充実に必要な情報を提供するなど、小・中学校等に対して更に支援を行っていきます。

（1）朝読書や各教科等における読書活動の工夫

朝の時間や各教科等での学習において読書活動を効果的に取り入れている取組を紹介し、読書指導の充実を行うことによって子供の読書習慣の確立を支援していきます。

（例）

- ① 子供たちが目的をもって読書できるよう、朝読書等で「今読んでいる本の面白さを伝える」「気に入ったフレーズを紹介する」などの活動を取り入れる。
- ② 学校図書館の活用を、各教科等の年間指導計画に位置付ける。
- ③ 近隣の公立図書館と連携して子供たちの多様な興味・関心に応じた書籍の提供を受ける体制を整える。

(2) 都内の読書活動事例の共有化

子供の読書活動は、学校や公立図書館等の様々な場で行われています。関係機関が連携して子供の読書の質を向上させる活動を推進するために、それらの活動情報を集約・発信していく必要があります。

子供読書活動推進計画や児童・生徒の読書状況等の調査結果、教育庁各部署で把握している地域の読書活動推進事例や学校の指導事例、都立高校等で実施されている書評合戦等の事例を東京都子供読書活動推進計画ホームページ等で情報発信します。このことにより、学校の授業における読書活動を促し、都内各地域で子供の読書の質を高めるよう支援していきます。私立学校へも積極的に情報提供を行います。

(3) 異年齢交流事例の発信（新規再掲一部変更）

異年齢・異校種間の交流等において、児童・生徒が読み聞かせ等の読書によるコミュニケーションを通して、絵本や物語等の多様な本に触れたり目的をもって本等を選び、豊かに表現したりしている事例等を東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信します。

(4) 学校図書館リニューアル事例の発信（新規）

書架の配置やレイアウト、新コーナーの設置等、子供が楽しく利用できる工夫に関する事例を収集し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信します。

2 都立図書館による小学校・中学校等への支援

(1) レファレンスサービスの実施

教員や学校司書などの求めに応じ、調べ学習に必要な資料や読書に関する相談に対応するレファレンスサービス¹（資料や情報の提供）等を行います。

(2) 学校の読書活動支援

区市町村立図書館と連携して、職員の経験や知識を生かし、読み聞かせ講座やブックトーク等の講師派遣を行います。

(3) 情報発信（新規）

都立図書館ホームページの学校支援ページやソーシャルメディア（Twitter、Facebook）を活用し、学校における読書活動に役立つ情報を発信します

3 小学校・中学校等に期待される取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

読書活動を学校全体で計画的に進めていくため、教育課程届の「指導の重点」に読書活動に関する取組を明記し、さらにその具現化を図る校内体制の整備及び学校図書館の充実が望まれます。

(2) 読書指導計画の作成

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。読書指導計画には、教科等の指導との関連や読解力向上を図る読書指導のほか、推薦図書の選定、読書の感動・感想などを伝える場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。

（３）校内体制の整備

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることで、より読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善していくことが期待されます。

（４）学校図書館の充実

学校図書館は、児童・生徒が読書を楽しめる「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を有しています。これらの機能を活用していくために、本を紹介する展示などの工夫や児童・生徒が本を読んで感動や共感したことを伝えられる場の提供も期待されます。

蔵書の充実については、よりよい選書ができるよう校内で検討するほか、公立図書館への協力を求めることが効果的です。

子供にとって魅力的な場所にするためには、子供が入りやすく、本を選びやすい環境づくりが大切です。地域の公共図書館や保護者、ボランティアとも連携を図り、本の配置や館内のレイアウトなどを工夫し、それぞれの学校の特長を生かした図書館にしていくことが期待されます。また、子供が本を身近なものと感じられるよう、学級文庫の充実にも配慮することが望まれます。

（５）公立図書館との連携（新規）

学校において多様な読書活動を展開していくためには、公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、学校訪問による読み聞かせやブックトークの実施、学校図書館運営への助言等を受けることが効果的です。

（６）異年齢交流（新規再掲一部変更）

異年齢交流として、小・中学生が保育所等や幼稚園の乳幼児に対して、中学生が小学生に対してなど、子供が年下の子供に読み聞かせを行う等、子供が絵本や物語等に触れる機会が多様になるような工夫も期待されます。

（７）各学級における取組

多くの本を知る機会を作るために、学級活動の中で、学校図書館及び公共図書館を活用することや、教員による本の紹介、ブックトークの実施、読書の楽しみを感じる読み聞かせの実施など様々な工夫により、子供が本に触れ、読書の楽しさを実感する機会をつくるのが大切です。

さらに、必要な知識を得るための本の選び方や調べ方を学ばせることや、読書ノート、読書会、児童・生徒によるおすすめ本の紹介などにより、子供が読んだ本について話し合う機会や本から得た知識を基に発表する機会をつくる取組も期待されます。

（８）児童・生徒一人一人に応じた働き掛け

子供の読書意欲の違いや、読書をする上でどのような支援が必要かを把握し、担任、司書教諭、学校司書、及びボランティアなどが情報を共有して、それぞれの子供に合った本の紹介や読書指導をしていくことが必要です。

具体的には、次のような取組が考えられます。

- ・読みたい本がなかなか見つけれられない児童・生徒に対して

(例) 子供の趣味や興味を聞き、どのような本なら興味がもてるか確認しながら本を選び、紹介する。(学年にこだわらず、読み切ることができる分量、内容のものを探す。)

- ・本や文字に抵抗のある児童・生徒に対して

(例) 本の内容をイメージする上できっかけとなる挿絵や写真等を用いた読み聞かせを通して、物語を楽しいにとらえられるようにする。また、感想を話し合うことで友達等と一緒にイメージを共有したり、楽しかった気持ちを共感したりする場を作る。

4 都立図書館の充実

(1) 施設・設備の充実(新規再掲一部変更)

児童・青少年サービスを行う都立多摩図書館は、平成28年度に移転し、東京都における子供の本や読書活動に関わる専門的機関として、区市町村立図書館や学校図書館等のモデルとなるような取組を一層進めていきます。

- ① 児童へのサービスを行う「こどものへや」を設置する。調べものを支援するための展示を行う等配架を工夫するほか、小さな子供も相談しやすいようなカウンターを設置し、専門の職員が子供や子供の読書に関わる大人からの質問に対応する。
- ② 中高生世代の読書を支援する「青少年図書エリア」を設置する。調べものを支援するための展示を行う等配架を工夫するほか、中高生世代のグループ学習を支援するための「グループ学習室」を設置する。

(2) 資料の充実(再掲)

小・中学生が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

(3) 外国語図書を活用した情報発信(新規)

外国語絵本や外国のテキスト等を配架した「英語の多読コーナー」を設置します。また、外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、さらに外国語を母語とする子供の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組と併せて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。

5 区市町村立図書館の充実

(1) サービスの充実(再掲一部変更)

子供の成長段階に留意し、以下のようなサービスを充実させていくことが望まれます。

- ① 小学生には、読み聞かせのほか、子供が自分で本を選べるような本の紹介やブックトーク等の実施や、子供から子供に読書の良さを伝える子供司書の育成、としょかん祭りなどのイベントの開催など図書館への興味付けを行う取組の実施。
- ② 中学生には、その世代の興味・関心に合った本を集めた青少年コーナーの設置や調べ学習の方法やそのための本の紹介。中学生自身が関わる図書館事業の企画の実施。

また、子供や保護者に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行うとともに、インターネットを活用しながら広く読書活動に関する情報提供を行っていくことも大切です。

(2) 多様な読書の機会の提供

おはなし会や本に掲載されている情報を活用した自由研究講座、作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、子供によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会の実施など、多様な読書の機会を提供していくことが大切です。

(3) 施設の充実 (再掲)

児童・青少年サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくるのが大切です。子供が見て分かりやすい掲示、乳幼児を連れた保護者が図書館を利用しやすいような設備の充実が望まれます。

(4) 資料の充実 (再掲)

子供が本と出合い、読書の喜びや楽しさを感じるために、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

(5) 外国語を母語とする子供、帰国児童・生徒の読書活動の支援 (再掲)

外国語を母語とする子供、海外からの帰国児童・生徒の読書活動を支援するため、地域の実情に応じ、多様な外国語資料の収集・提供、外国語による読み聞かせなどの読書機会を提供することが期待されます。また、公立図書館のサービスについて、国際交流協会や国際交流委員会等の関係機関を通じて情報提供していくことも大切です。

(6) 学校との連携

学校が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、学校訪問による読み聞かせやブックトークの実施、学校図書館運営への助言等を行うことが期待されます。

(7) 家庭への啓発 (新規再掲一部変更)

家庭の読書環境を整え、「家読」(家庭読書)の実施等、家庭で子供が日常的に本に親しめるように他の子育て支援事業とも連携し啓発等の取組を計画的に行うことが期待されます。

6 児童館、公民館、青少年施設、家庭文庫、地域文庫での読書活動

(1) 児童館、公民館、青少年施設での読書活動

子供の生活に身近な場所として児童館、公民館、青少年施設や、放課後に子供たちが過ごす場所である、学童クラブ、放課後子供教室があります。これらの施設においても、公立図書館やボランティア団体と連携して本を身近に置くことや、地域の実情に応じて、読み聞かせやブックトークなどの読書活動に取り組むことが期待されます。

特に、公立図書館が遠方にある家庭の子供や保護者に対しては、これらの施設で気軽に本を利用できる読書環境を提供していくことが求められます。

（２）家庭文庫、地域文庫での読書活動

地域の中には、個人やグループで運営する家庭文庫や地域文庫があり、本の貸出しやおはなし会等の行事が行われています。これらの文庫は、家庭的なくつろいだ雰囲気の中で読書に親しむことができ、子供が気軽に利用できるなどの特徴があります。

家庭においては、このような文庫の読書活動に子供や保護者が参加することで、読書を楽しむ機会を増やしていくことが期待されます。

第３ 高校生等の読書活動の推進

高校においては、生徒が本を読まなかった原因として、部活動や進学・就職準備等で読書をする時間の確保が困難であるという状況が見られます。学校で読書活動を推進するためには、短時間でも継続して読書ができる環境づくりや、自己の興味に応じた読書ができるような働き掛けが必要です。また、進学や就職に向けての課題解決や進路の指南として本を活用できるようにすることが望まれます。

１ 都の施策

東京都は都立学校に対して、学校・学級での読書活動の取組に資するよう支援を行うとともに、学年が進行するごとに不読率が高まる傾向に対応した取組を行います。

（１）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

都立学校の教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、各校において、学校全体で計画的に読書週間や書評合戦等の、具体的な読書活動の取組を進めていくこととします。

（２）各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫

各学校では国語総合、現代文A、現代文B等の科目において、生徒の読書への関心を高め、読書習慣を身に付けさせる指導の充実が図られるとともに、読書の幅を一層広げ、文字・活字文化に対する理解を深めさせるための指導の工夫が行われています。今後、各教科等の指導においても、課題解決のために読書活動を充実できるよう、指導の工夫についての助言を行います。

（３）書評合戦の実施（新規）

平成２５年度から、全ての都立高等学校、都立中等教育学校後期課程で、生徒同士が本の魅力を紹介し合う書評合戦の取組を実施しています。書評合戦校内予選を勝ち抜いた各都立学校の代表生徒、国立・私立学校の生徒が一同に集う「高校生書評合戦東京都大会」を９月に開催しています。「本を通して人を知る。人を通して本を知る。」をコンセプトとした書評合戦を行い、生徒の不読率の改善や読書により感じたことや得たことを自分の言葉で伝える取組を実施していきます。

（４）都内の読書活動事例の共有化（再掲一部変更）

各校で作成した紹介本リストの紹介や学校図書館の読書活動事例など学校の指導事例を集約し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信していきます。私立学校へも積極的に情報提供を行います。（詳細は１９ページ第２部第１章第２－１（２）参照）

(5) 異年齢交流事例の発信（新規再掲一部変更）

異年齢・異校種間の交流やボランティア活動等において、生徒が読み聞かせ等の読書によるコミュニケーションを通して、絵本や物語等の多様な本に触れたり目的をもって本等を選び、豊かに表現したりしている事例等を東京都子供読書活動推進計画ホームページで紹介します。

(6) 学校訪問の実施による取組事例紹介（新規）

読書活動が盛んな高校や不読率が改善した学校を訪問し、取組事例を収集して発信していきます。

また、不読率の改善が必要な学校も訪問し、学校長や司書教諭、学校司書にヒアリングを行い、実態を把握した上で改善に向け、他校の取組事例を紹介します。

(7) 学校図書館リニューアル事例の発信（新規再掲一部変更）

書架の配置やフロアのレイアウト、新コーナーの設置など、子供が楽しく利用できる工夫を東京都子供読書活動推進計画ホームページ等で情報発信します。また、都立図書館では学校図書館開設準備支援を行います。

(8) 委託による図書館サービスの向上

平成23年度から本格的に開始した都立高校の図書館管理業務委託を引き続き実施していきます。図書館管理業務委託により、土曜授業を実施する場合の土曜開館や、各校の実情に合わせて生徒の在校する時間に常時開館可能となるなど、学校図書館の開館日数・開館時間を拡大しています。また、開館中は、司書サービスを常時提供できるようにしたり、生徒の利用が多い平日の午後から夕方までの時間帯には複数の司書を配置したりする等、機能の充実も図っていきます。

生徒が読書とともに調べ学習等を行うことにより、本や資料等に触れる機会が多くなるよう、更に充実を図ります。

2 都立図書館による都立高校等への支援

(1) レファレンスサービスの実施（再掲）

教員や学校司書などの求めに応じ、レファレンスサービス（資料や情報の提供）等を行います。

(2) 調べ学習支援、調べ方講座の実施

都立中央図書館及び都立多摩図書館の豊富な蔵書やオンラインデータベース等を活用し、生徒の調べ学習の支援や情報リテラシー支援として図書館活用講座などを行います。

(3) 学校への講師派遣

都立多摩図書館の青少年サービスによるノウハウを生かして、生徒に対する読み聞かせ講座やブックトーク等への講師派遣を行います。

(4) 情報発信（新規再掲）

都立図書館ホームページの学校支援ページやソーシャルメディア（Twitter、Facebook）を活用し、学校における読書活動に役立つ情報を発信します。

(5) おすすめ本紹介（新規）

様々なジャンルのおすすめ本を定期的に紹介し、都立学校に配信するとともに、都立図書館ホームページの学校支援のページに掲載します。

(6) 選書支援（新規）

新たに出版される数多くの本の中から「中・高生にふさわしい」と都立図書館が判断して購入している青少年用図書の新着情報を都立高校に定期的に配信し、選書に対する支援を行います。

(7) 書評に取り上げられた本情報の提供（新規）

新聞等の書評に取り上げられた本の中から高校生向けの本を選び、都立学校に情報提供することにより、話題の本や多様な人が選んだ本などに触れる機会を提供し、読書への興味関心を高めるよう支援します。

3 都立高校等における取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記（再掲）

読書活動を学校全体で計画的に進めていくために、教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、さらにその具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を行います。

(2) 読書指導計画の作成（再掲）

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、推薦図書の選定、読書の感動・感想などを伝えられる場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいきます。

(3) 校内体制の整備（再掲）

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることにより読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善を行います。

(4) 学校図書館の充実（再掲一部変更）

学校図書館は、生徒が読書を楽しむ「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を有しています。そのためには、資料の充実を図るとともに、生徒の本への興味や関心を高めるための薦めたい本のリスト作成や展示などで紹介の仕方を工夫することのほか、情報収集のために本だけでなくインターネットや電子資料の利用の方法についても安全に正確な情報を得る方法を学べるようにしていきます。

また、生徒が本を読んで感動したり共感したり、感じたことを伝えられるような場の提供も行います。

(5) 異年齢交流（新規再掲一部変更）

異年齢交流として、高校生が幼稚園、保育所等の乳幼児に対して読み聞かせを行うなど、生徒が物語に触れたり、音読して相手に伝える機会が多様になるような工夫を行います。

(6) 生徒の読書状況に応じた働き掛け（再掲一部変更）

高校生の読書活動の推進には、生徒の読書状況に応じた働き掛けが必要です。具体的には次のような取組を行います。

- 自分の進路に迷っている生徒に対して

(例) 進学や就職などや進路と関わりがある本や、将来について考えを深められるような本を紹介し、読書の目的を明確化し、動機付けを行う。

- 部活動等に熱心に取り組んでいる生徒に対して

(例) 生徒の趣味や興味に関連した本を紹介する。学級文庫を設置するなど生徒の身近に本を置く。

- 本や文字そのものに抵抗がある生徒に対して

(例) 朗読会や読み聞かせの機会を設けるなど、本及び読書の楽しさに触れる機会をつくる。ボランティア等で地域の子供たちへの読み聞かせ活動に参加して自分でも声に出して読んでみる機会をつくる。

全校一斉読書の時間や期間を設ける。

4 都立図書館の充実

(1) 施設・設備の充実（新規再掲一部変更）

児童・青少年サービスを行う都立多摩図書館は、平成28年度に移転し、東京都における子供の本や読書活動に関わる専門的機関として、区市町村立図書館や学校図書館等のモデルとなるような取組を一層進めていきます。

都立多摩図書館では、中高生世代の読書を支援する「青少年図書エリア」を設置します。また、中高生世代のグループ学習を支援するための「グループ学習室」を設置します。

都立中央図書館ではグループ学習や学校支援等多様に活用できるスペース及び設備を確保します。

(2) 資料の充実（再掲一部変更）

中高生世代が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

(3) 生徒と図書館をつなぐ取組（新規）

高校生を都立図書館に招いて、本や図書館の魅力について伝える取組を実施します。参加した生徒がそこで得た本や図書館の情報、読書の楽しさを学校に持ち帰り、伝えることにより、他の生徒を自発的な読書や図書館の利用促進に導きます。同世代から話を聞くことによって、本や図書館が身近なものとなり読書活動に結び付くことが期待されます。

(4) 外国語図書を活用した情報発信（新規再掲）

外国語絵本や外国のテキスト等を配架した「英語の多読コーナー」を設置します。また、外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、さらに外国語を母語とす

る子供の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組と併せて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。

5 区市町村立図書館の充実

(1) サービスの充実 (再掲一部変更)

高校生には、興味・関心に合った青少年コーナーの設置や調べ学習の方法やそのための本の紹介を行うことが望まれます。また、高校生自身が関わる図書館事業の企画の実施などサービスを充実させていくことが期待されます。

また、子供に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行うとともに、インターネットを活用しながら広く読書活動に関する情報提供を行っていくことも大切です。

(2) 多様な読書の機会の提供 (再掲)

作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、子供によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会の実施など、多様な読書の機会を提供していくことが大切です。

(3) 施設の充実(再掲)

児童・青少年サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくることが大切です。子供が見て分かりやすいサイン等が望まれます。

(4) 資料の充実(再掲一部変更)

青少年が本と出会い、読書の喜びや楽しさを得るために、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。選書に当たっては、青少年の感性を育むもの、新しい分野への興味・関心をもたせるものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

(5) 外国語を母語とする子供、帰国生徒の読書活動の支援 (再掲一部変更)

外国語を母語とする青少年や海外からの帰国生徒の読書活動を支援するため、地域の実情に応じ、多様な外国語資料の収集・提供が期待されます。また、公立図書館のサービスについて、国際交流協会や国際交流委員会等の関係機関を通じて情報提供していくことも大切です。

(6) 学校との連携(再掲一部変更)

学校が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館と学校の間で、読書指導計画等についての情報を共有し、公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、学校訪問によるブックトークの実施や学校図書館運営への助言等を行うことが期待されます。

第4 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対しては本を読むことについて、一人一人の状況に応じた対応を行い、習慣付けることが大切です。読み聞かせの工夫をするとともに、パペット²、さわる絵本³、点字本や大活字本⁴、マルチメディアデージー⁵などの利用で読書の世界を楽しむことができるようにすることが求められます。

1 都の施策

東京都は都立特別支援学校等に対して、また、区市町村教育委員会を通して、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の状況に応じた対応を行い、読書を習慣付けることができるよう支援を行います。

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記（再掲）

都立特別支援学校の教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記することとし、各校において計画的に読書活動の具体的な取組を進めていくこととします。

(2) 障害に応じた指導方法の工夫（新規）

障害のある児童・生徒の豊かな読書活動を推進するために、児童・生徒一人一人の障害の状況に応じた選書や支援を工夫します。

- ① 視覚障害の児童・生徒が読書に親しむことができるように、点字図書や拡大図書の拡充、デージー図書等 IT 機器を活用した図書の開発を図る。
- ② 聴覚障害の児童・生徒が読書に親しむことができるように、読書発表等様々な機会を通じて読書に対する意欲や態度を養い、読書活動の活発化を図る。
- ③ 肢体不自由の児童・生徒が読書に親しむことができるように、障害特性や発達段階に応じて電子図書の導入やコンテンツの開発を図る。
- ④ 知的障害の児童・生徒が読書活動に親しむことができるように、読み聞かせや大型絵本等の利用や、パペットやペープサート⁶、さわる絵本の活用等、視覚化や動作化などによる支援の工夫を図る。
- ⑤ 病弱の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、一人一人の病気の状態等に配慮した ICT 機器の活用等により、読書に対する意欲を養う工夫をする。
- ⑥ 発達障害等の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み書きの障害を補う視覚的に分かりやすいデージー図書等の情報機器の活用によって、読書活動支援を工夫する。

障害のある児童・生徒が読書に親しむことに加えて、読書体験発表等自分の考えを表現したり、発表したりする機会を通して、言語活動を豊かにしていきます。

また、都立図書館や地域の公立図書館、朗読の専門家や読書ボランティア等の人材を活用した取組や IT 機器を活用した読書活動を紹介するとともに、読み聞かせに関する技能の向上等教員の読書活動支援に関する専門性の向上を図ります。

(3) 都立特別支援学校の読書環境整備（新規）

読書活動を活性化させるための図書コーナーの工夫開発等に関するモデル校を指定するとともに、その成果を普及させます。

学校図書館リニューアル事例を東京都子供読書活動推進計画ホームページにおいて情報を発信します。また、都立図書館では学校図書館開設準備支援を行います。

2 都立図書館による特別支援学校への支援

(1) レファレンスサービスの実施(再掲)

教員の求めに応じ、レファレンスサービス（資料や情報の提供）等を行います。

(2) 児童・生徒への読み聞かせ、研修の実施等

都立多摩図書館では、都立特別支援学校での読書活動支援の実践に基づき、冊子『特別支援学校での読み聞かせ』を作成、配布しました。冊子では、児童・生徒が興味・関心をもった絵本を障害に応じた実践事例も含めて紹介するとともに、読み聞かせの工夫について掲載しています。今後も冊子を活用し、児童・生徒への読み聞かせや教職員への研修等の支援を更に進めていきます。

(3) 学校図書館運営支援

特別支援学校に対して、図書の配置などの学校図書館整備や図書の選書等、図書館の運営に関する支援及び児童・生徒の読書等に関する情報提供を行います。

(4) 読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発（新規）

区市町村立図書館が特別支援学校で読み聞かせをするボランティア派遣を支援します。また都立多摩図書館と特別支援学校でボランティア派遣モデル事業を行うことにより育成プログラムを開発し、区市町村立図書館に還元します。

3 都立特別支援学校等における取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記（再掲）

読書活動を学校全体で計画的に進めていくために、教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、さらにその具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を行うことが必要です。

(2) 読書指導計画の作成(再掲)

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、推薦図書の選定、読書の感動・感想などを伝えられる場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。

(3) 校内体制の整備(再掲)

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることにより読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善していくことが期待されます。

(4) 特別支援学校の校内の読書環境の充実

学校図書館等には児童・生徒が読書を楽しめる「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を持つことが求められます。そのためには児童・生徒一人一人の状況に応じ、興味・関心をもつような本を選定するとともに、安全面等に配慮して本の配置や書架のレイアウト等を工夫することが必要です。

また、児童・生徒の読書活動の充実のために、読み聞かせの実施等、地域の図書館や家庭と協力していくことが望まれます。資料の充実については、学校自らの購入等に加え、都立図書館やサピエ（厚生労働省補助事業「視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業」）⁷などを活用し、児童・生徒に提供することが必要です。

さらに、読書の習慣化を図り、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養えるよう、家庭に対する啓発活動を継続的に行うことが望まれます。

4 都立図書館の充実

<資料の充実（再掲一部変更）>

小学生、中高生世代までが読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を利用者の年代に応じて、外国語の資料やマルチメディアデージーを含め、幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

5 区市町村立図書館の充実

（１）資料の充実（再掲）

子供が本と出会い、読書の喜びや楽しさを得るために、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。

選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

（２）特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援

特別な支援を必要とする子供が豊かな読書活動をしていけるよう、パペットや、さわる絵本、点字資料や大活字本、マルチメディアデージー等の収集、おはなし会の実施など、障害の状態や特性に応じたサービスを提供していくことが期待されます。

1 レファレンスサービス：図書館の利用者が求める資料や情報について、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示すること。またそれに関わる業務のこと。

2 パペット：人形劇などで使われる操り人形の総称。人形を使うことで本の世界に入り込みやすくなるとして使用される。

3 さわる絵本：絵本の絵の部分を手でさわって分かるように工夫したもの。本の挿し絵は様々な材料で作られており、盛り上がった形となっている。

4 大活字本：弱視の方や高齢者の方のために大きな文字サイズや専用のデザインで改訂して出版される本のこと。

5 マルチメディアデージー：デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発されたもの。マルチメディアデージーは音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることができる。パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更等ができる。

6 ペープサート：（paper puppet theater）とは、紙人形劇のこと。表と裏で別の絵が描かれており、背景の前で人形を動かすことと、人形の表裏を返すことによって、動作を表現する。

7 サピエ：厚生労働省補助事業「視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業」。視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字・デージー図書のデータをはじめ暮らしに密着した地域・生活情報など様々な情報を提供するネットワーク。

第2章 読書活動推進の基盤づくり

第1章では、乳幼児期から子供の成長段階に応じた取組について述べてきました。第2章では、人材育成をはじめ、更に社会全体での読書環境整備を行うための取組を記載します。

第1 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。

1 都による施策

＜区市町村における推進計画策定・更新への働き掛け＞

本計画の説明会を開催するなど、区市町村における推進計画策定・更新への働き掛けを行います。区市に関しては全て、町村に関しては図書館未設置自治体以外での計画策定を目指します。不読率の改善及び読書の質の向上を目指した区市町村の計画策定を推進するなど、都内の読書活動推進の基盤づくりを更に進めていきます。

2 区市町村における子供読書活動推進計画の策定

＜子供読書活動推進計画の策定・更新＞

区市町村が推進計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて、学校に対する働き掛けや支援、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込む等、推進の具体的な取組の内容を示していくことが必要です。さらに、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況に関し点検及び評価を行うことが求められます。

また、計画の進捗状況により、必要な場合は計画の更新を行うことが望まれます。

第2 読書活動推進状況等の調査

1 読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査

（1）都立学校における子供読書活動取組状況、児童・生徒の読書状況調査の実施・公表

都立学校を対象に、隔年（平成27, 29, 31年度）で各校の読書活動取組状況及び生徒の読書状況調査を実施しています。都立高校については、各校が生徒の読書状況の現状を認識し、読書活動に対する意識を高めることができるよう、高校別の不読率を公表します。また不読率の改善および読書の質の向上に関わる指標として「身近な人との読書経験」や「読書が好きであるか」との項目、「調べもののために資料等を読む」ということに、特に着目していきます。

不読率の高い学校に対しては、東京都教職員研修センター主催の子供の読書活動に関する研修への受講を促します。

（2）区市町村における読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査の実施

隔年（平成27, 29, 31年度）で読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査を行い、推進状況等を把握します。調査結果は、区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう、ホームページ等で公表していきます。

～児童・生徒の読書状況調査について～

三次計画では、不読率のほか、読書の質の向上に関わる指標として「身近な人との読書経験」や「読書が好きであるか」の項目、「読む本の種類」や「調べもののために資料等を読むこと」の項目などに着目します。「調べもののために資料等を読むこと」には補足項目を設け、子供の読書状況の把握を行います。

第3 都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興

1 都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興

(1) 貸出し・レファレンス

区市町村立図書館の求めに応じ、資料の貸出しやレファレンスサービス（情報の提供や提示）を行うことを通じて、各図書館の児童・青少年サービスの支援を行います。

(2) 図書館未整備自治体（島しょ等）への協力

公立図書館が未整備の自治体に対して、自治体と連携し、子供の読書活動や読書環境整備に関する助言、資料の貸出し等を行っていきます。

(3) 担当者会の実施、情報の共有化

都立多摩図書館では都内公立図書館の児童・青少年サービス振興を目指し、児童サービス担当者会及び青少年サービス担当者会を行い、情報集約と共有化を図ります。

(4) 区市町村立図書館についての情報収集・発信（新規）

子供司書（ジュニア司書）⁸など都内及び都外の事例等を収集し、区市町村立図書館と共有していくことを目指します。

第4 読書活動を支える人材の育成

学校での読書活動を推進していくためには、学校図書館の運営や活用、読書指導などにおいて、司書教諭が中心的な役割を果たしていくことが必要です。

学校図書館法においては、12学級以上の学校に司書教諭を配置することが規定されており、都立学校においては、12学級以上の学校を中心に司書教諭を配置・発令しています。（平成26年6月一部改正）⁹

公立図書館においては専門的知識をもった職員の資質を向上させることが常に求められます。

また、子供の読書活動を一層推進するためには学校支援ボランティアや地域で活動するボランティアなどの力が欠かせないものとなっています。

1 都による司書教諭や学校図書館担当教諭の研修・研究等

(1) 司書教諭等への研修の実施

司書教諭等には、教育課程の展開と図書館資料の活用についての見識や児童・生徒の読書活動を一層充実させる力量、また、学校図書館の活用を通じて児童・生徒に情報活用能力を一層身に付けさせる力量が求められており、これを高めるための研修や研究の機会を充実していくことが必要です。

このため、教職員研修センターと都立図書館の連携により、司書教諭をはじめとする学校図書館の担当教諭等を対象として、学校図書館を活用した教育活動の充実に向けた学校全体として読書活動を充実させるための取組などを学ぶ研修「読書活動Ⅰ」及び専門的な知識や選書の仕方、読書の手法などを学ぶ研修「読書活動Ⅱ」などを実施します。特に新任司書教諭や都立高校の不読率改善が必要な学校の担当教諭への受講を促します。

また、都内の学校が会員となっている学校図書館研究会で行われる研修も活用していきます。

(2) 司書教諭と教職員の連携による読書の質の向上(新規)

児童・生徒の読書の質を向上させるために、司書教諭等が全ての教職員と連携しながら学校図書館の機能を充実させていく学校づくりを推進します。児童・生徒が読書の喜びを感じ、目的をもって読書に取り組めるよう、教職員と司書教諭とが連携し、学校全体で取り組んでいる具体的な事例を取りまとめて啓発資料を作成し、その成果を広く普及していきます。

2 都立図書館による人材育成の取組

(1) 都立多摩図書館の職員の育成

児童・青少年対象の資料や子供の読書活動に精通し、子供の年代に応じたサービスができる経験豊富な職員を育成し、その経験や知識を活用して、区市町村立図書館支援や学校支援を行います。

(2) 施設・設備の充実(新規再掲一部変更)

児童・青少年サービスを行う都立多摩図書館は、平成28年度に移転し、東京都における子供の本や読書活動に関わる専門的機関として、区市町村立図書館や学校図書館等のモデルとなるような取組を一層進めていきます。

- ① 「児童研究書エリア」を充実させ、図書館や地域、学校で子供の読書活動に関わる方や児童書研究を行う方を支援する。
- ② 市町村立図書館支援及び学校支援等を行うための「セミナールーム」の設置を行う。

(3) 都内公立図書館職員の研修の実施

都内公立図書館での児童・青少年サービスの一層のレベルアップを目指し、担当職員に対する児童・青少年サービスに関する専門研修(初任者向け研修、中級研修等)を引き続き行います。実施した研修のテキスト資料等を都立図書館ホームページに掲載し、研修情報の共有を図ります。

3 区市町村における人材育成の取組

(1) 司書教諭等対象の研修、業務の支援

区市町村においては、研修事業のほか、学校図書館運営マニュアルや、資料収集のための選定リスト等を作成するなどにより、各学校の司書教諭等の支援をすることが期待されます。

また、校内で司書教諭等が十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館や読書活動に対して、教職員全体の理解を深めるような校内研修や校務分掌の配慮をしていくことも求められます。

(2) 学校図書館における人材の活用及び資質の向上

区市町村においては、学校図書館を中心とした読書活動を一層充実していくために、各区市町村の実情に応じ、多様な方法で人材の活用を進めていくこと、そして、その人材の資質の維持・向上のための研修等や自己啓発の機会が望まれます。

(3) 専門的人材の育成・配置

公立図書館では、地域の子供の読書活動を推進する様々な取組を行うために、児童・青少年対象の資料や子供の読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成することが必要です。

また、地域の読書環境を充実させるために、学校、ボランティア、他施設等との連携を緊密に行うことができる組織体制をつくるのが大切です。

4 都によるボランティア活動の支援

＜ボランティアによる地域ぐるみの読書活動推進（新規）＞

子供が読書の楽しさを知り、目的をもった読書ができるようになるには、人的支援が欠かせません。読み聞かせの工夫や図書室の整備など、地域や学校においてはボランティアの育成やレベルアップが常に求められます。

これからボランティア活動を希望する方々のために、学校支援ボランティアや地域のボランティア団体等の能力向上のための研修方法をホームページに掲載し、また、ボランティアのスキルアップのために読み聞かせの手法に関する啓発資料を作成して区市町村でのボランティア活動の推進に役立てます。

5 都立図書館によるボランティア活動の支援

（１）読み聞かせ講座の実施（新規）

子供への読み聞かせの活動を希望する都民に対し読み聞かせ講座を行い、ボランティアの拡充を図ります。

（２）読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発（新規再掲）

区市町村立図書館が特別支援学校で読み聞かせをするボランティア派遣を支援します。また都立多摩図書館と特別支援学校でボランティア派遣モデル事業を行うことにより育成プログラムを開発し、区市町村立図書館に還元します。

6 区市町村によるボランティア活動の支援

＜ボランティア等による自主的な活動の支援＞

区市町村において、ボランティア等の自主的な読書活動を推進していくためには、研修など勉強会の支援や、活動場所の提供、図書館資料の貸出し、ボランティア相互の情報交換の場を設けるなどの支援をしていくことが考えられます。

第5 啓発、広報

1 都立図書館による普及・啓発

（１）啓発事業の実施（再掲一部変更）

児童資料や青少年資料による展示とその関連講座を行う等、子供の読書活動について広く都民へ普及・啓発していきます。

また、子供への読み聞かせの活動を希望する都民に対し読み聞かせ講座を行います。

（２）啓発資料等の作成・配布

乳幼児サービス及び学校支援に関する資料を作成します。配布及び活用については、区市町村や学校の状況を調べ、効果的な方法を検討します。

（３）都立図書館ホームページによる情報発信

都立図書館ホームページには、「こどもページ」「青少年のページ」「学校支援のページ」「子供の読書に関わる方のページ」があります。これらをホームページ上で分かりやすい場所に配置し、各サービスに関する情報を掲載していきます。

2 区市町村による普及・啓発

＜多様な読書の機会の提供（再掲）＞

おはなし会や本に掲載されている情報を活用した自由研究講座、作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、子供によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会の実施など、多様な読書の機会を提供していくことが大切です。

⁸ 子供司書（ジュニア司書）：本が好きで、読書に興味・関心が高い子供を中心に、司書の仕事についてのノウハウを習得し、友達や家族に読書のすばらしさや大切さを伝える役割を担い、活動する。

⁹ 学校図書館法の一部改正：により、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、子供の学校図書館の利用促進のため、学校司書を置くよう努めなければならないとされ、学校司書の資質向上のため、研修の実施など必要な措置を講ずるよう努めなければならないことも明記されました。

第3章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などに果たす役割を正しく理解し、日本と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようになることが重要です。

今後、進められるオリンピック・パラリンピック教育においては、幼児・児童・生徒が積極的に知識や情報を獲得することにより、自らの世界観や行動範囲を広げ、体験や実践によって、確かな成長を育んでいくことが大切であることから、読書活動の果たす役割は大きいと言えます。

1 学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進（新規）

（1）オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育を推進していくに当たり、歴代のアスリートの努力や人生、1964年東京大会や過去のオリンピック・パラリンピックに関する書籍等を用いた調べ学習等、読書活動と関連させた効果的な授業を進めるなど、各学校の指導が充実するよう支援します。

（2）オリンピック・パラリンピック学習読本の活用

今後、作成されるオリンピック・パラリンピック学習読本を活用することで、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化等を学ぶきっかけとし、それらの知識を更に深めるため、関係する書籍に触れる機会を設定したり、図書館を活用したりするなど、読書活動と関連した指導の充実を支援します。

（3）授業における読書活動の工夫に関する情報の提供

オリンピック・パラリンピック教育推進校における、オリンピック・パラリンピック関連書籍コーナーの設置等、学校図書館の活用の工夫や読書活動と関連を図った指導等、効果的な取組について各学校に情報提供するなど、オリンピック・パラリンピック教育を充実するための読書活動の支援に努めます。

さらに、東京都高等学校図書館研究会等、様々な研究会において、オリンピック・パラリンピック教育の充実に向けた読書活動について、具体的な指導方法等を検討し、各学校に普及するなどして、効果的な取組が図られるよう支援します。

2 都立図書館の取組

（1）オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介（新規）

学校で行われるオリンピック教育を通して読書の幅を広げるよう、オリンピック・パラリンピックの歴史やスポーツ関連のほか、日本文化の魅力を実感する本や各国を知るための本などの資料紹介等を行います。

(2) 外国語図書を活用した情報発信(新規再掲)

外国語絵本や外国のテキスト等を配架した「英語の多読コーナー」を設置します。また、外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、さらに外国語を母語とする子供の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組と併せて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。

「第2部 具体的な取組」一覧

読書の質を向上させる取り組みには、マークがついています。
！適切な本を知らせる ☆読書に主体的に関わる態度の育成

第1章 成長段階に合わせた取組

第1 乳幼児の読書活動の推進

	読書の質	ページ本文
1 都による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援		
（1）乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信	☆	15
（2）異年齢交流事例の発信(新規)	☆	15
2 都立図書館による支援		
（1）乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供	！ ☆	16
（2）子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用	！ ☆	16
（3）区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援(新規)	！ ☆	16
（4）施設・設備の充実(新規)		16
（5）資料の充実	！	16
3 区市町村立図書館による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援		
（1）サービスの充実	！ ☆	16
（2）乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演	！ ☆	16
（3）図書館等での定期的なおはなし会の実施	！ ☆	17
（4）読み聞かせ講座の実施(新規)	！ ☆	17
（5）家庭での読み聞かせの支援(新規)	！ ☆	17
（6）外国語を母語とする子供、帰国児童の読書活動の支援	！ ☆	17
（7）保育所等、幼稚園、認定こども園との連携(新規)	！ ☆	17
（8）家庭への啓発(新規)	！ ☆	17
（9）施設の充実		17
（10）資料の充実	！	17
4 保育所等、幼稚園、認定こども園に期待される取組		
〈保育所等、幼稚園、認定こども園での読書活動〉	☆	18

第2 小・中学生の読書活動の推進

1 都による小学校・中学校等への支援		
（1）朝読書や各教科等における読書活動の工夫	！ ☆	18
（2）都内の読書活動事例の共有化		19
（3）異年齢交流事例の発信(新規再掲一部変更)	☆	19
（4）学校図書館リニューアル事例の発信(新規)		19
2 都立図書館による小学校・中学校等への支援		
（1）レファレンスサービスの実施	！ ☆	19
（2）学校の読書活動支援	！ ☆	19
（3）情報発信(新規)	！	19
3 小学校・中学校等に期待される取組		
（1）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記		19
（2）読書指導計画の作成	！ ☆	19
（3）校内体制の整備		20
（4）学校図書館の充実	！ ☆	20
（5）公立図書館との連携(新規)		20
（6）異年齢交流(新規再掲一部変更)	☆	20
（7）各学級における取組	！ ☆	20
（8）児童・生徒一人一人に応じた働き掛け	☆	20
4 都立図書館の充実		
（1）施設・設備の充実(新規再掲一部変更)		21
（2）資料の充実(再掲)	！	21
（3）外国語図書を活用した情報発信(新規)	！ ☆	21
5 区市町村立図書館の充実		
（1）サービスの充実(再掲一部変更)	！ ☆	21
（2）多様な読書の機会の提供	！ ☆	22
（3）施設の充実(再掲)		22
（4）資料の充実(再掲)	！	22
（5）外国語を母語とする子供、帰国児童・生徒の読書活動の支援(再掲)	！ ☆	22
（6）学校との連携		22
（7）家庭への啓発(新規再掲一部変更)	！ ☆	22
6 児童館、公民館、青少年施設、家庭文庫、地域文庫での読書活動		
（1）児童館、公民館、青少年施設での読書活動	！ ☆	22
（2）家庭文庫、地域文庫での読書活動	！ ☆	23

第3 高校生等の読書活動の推進

1 都の施策		
（1）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記		23
（2）各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫	！ ☆	23
（3）書評合戦の実施(新規)	！ ☆	23
（4）都内の読書活動事例の共有化(再掲一部変更)	！ ☆	23
（5）異年齢交流事例の発信(新規再掲一部変更)	☆	24
（6）学校訪問の実施による取組事例紹介(新規)		24
（7）学校図書館リニューアル事例の発信(新規再掲一部変更)		24
（8）委託による図書館サービスの向上		24
2 都立図書館による都立高校等への支援		
（1）レファレンスサービスの実施(再掲)	！ ☆	24
（2）調べ学習、調べ方講座の実施	！ ☆	24
（3）学校への講師派遣	！ ☆	24
（4）情報発信(新規再掲)	！	24
（5）おすすめ本紹介(新規)	！	25
（6）選書支援(新規)	！	25
（7）書評に取り上げられた本情報の提供(新規)	！	25
3 都立高校等における取組		
（1）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記(再掲)		25
（2）読書指導計画の作成(再掲)	！ ☆	25
（3）校内体制の整備(再掲)		25
（4）学校図書館の充実(再掲一部変更)	☆	25
（5）異年齢交流(新規再掲一部変更)	☆	25
（6）生徒の読書状況に応じた働き掛け(再掲一部変更)	！ ☆	26
4 都立図書館の充実		
（1）施設・設備の充実(新規再掲一部変更)		26
（2）資料の充実(再掲一部変更)	！	26
（3）生徒と図書館をつなぐ取組(新規)	☆	26
（4）外国語図書を活用した情報発信(新規再掲)	！ ☆	26
5 区市町村立図書館の充実		
（1）サービスの充実(再掲一部変更)	！ ☆	27
（2）多様な読書の機会の提供(再掲)	☆	27
（3）施設の充実(再掲)		27
（4）資料の充実(再掲一部変更)	！	27
（5）外国語を母語とする子供、帰国生徒の読書活動の支援(再掲一部変更)	！ ☆	27
（6）学校との連携(再掲一部変更)		27

第4 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

1 都の施策		
（1）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記(再掲)		28
（2）障害に応じた指導方法の工夫(新規)	☆	28
（3）都立特別支援学校の読書環境整備(新規)		28
2 都立図書館による特別支援学校への支援		
（1）レファレンスサービスの実施(再掲)	！ ☆	29
（2）児童・生徒への読み聞かせ、研修の実施等	！ ☆	29
（3）学校図書館運営支援		29
（4）読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発(新規)	☆	29
3 都立特別支援学校等における取組		
（1）教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記(再掲)		29
（2）読書指導計画の作成(再掲)	！ ☆	29
（3）校内体制の整備(再掲)		29
（4）特別支援学校の校内の読書環境の充実	☆	29
4 都立図書館の充実		
〈資料の充実(再掲一部変更)〉	！	30
5 区市町村立図書館の充実		
（1）資料の充実(再掲)	！	30
（2）特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援	！ ☆	30

第2章 読書活動推進の基盤づくり

第1 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

1 都による施策		
〈区市町村における推進計画策定・更新への働き掛け〉		31
2 区市町村における子供読書活動推進計画の策定		
〈子供読書活動推進計画の策定・更新〉		31

第2 読書活動推進状況等の調査

1 読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況の調査		
（1）都立学校における読書活動取組状況、児童・生徒の読書状況調査の調査・公表		31
（2）区市町村における子供読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査の実施		31

第3 都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興

1 都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興		
（1）貸出し・レファレンス		32
（2）図書館未整備自治体(島しょ等)への協力		32
（3）担当者会の実施、情報の共有化		32
（4）区市町村立図書館についての情報収集・発信(新規)		32

第4 読書活動を支える人材の育成

1 都による司書教諭や学校図書館担当教諭の研修・研究等		
（1）司書教諭等への研修の実施		32
（2）司書教諭と教職員の連携による読書の質の向上(新規)		33
2 都立図書館による人材育成の取組		
（1）都立多摩図書館の職員の育成		33
（2）施設・設備の充実(新規再掲一部変更)		33
（3）都内公立図書館職員の研修の実施		33
3 区市町村における人材育成の取組		
（1）司書教諭等対象の研修、業務の支援		33
（2）学校図書館における人材の活用及び資質の向上		33
（3）専門的人材の育成・配置		33
4 都によるボランティア活動の支援		
〈ボランティアによる地域ぐるみの読書活動の推進(新規)〉		34
5 都立図書館によるボランティア活動の支援		
（1）読み聞かせ講座の実施(新規)		34
（2）読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発(新規再掲)		34
6 区市町村によるボランティア活動の支援		
〈ボランティア等による自主的な活動の支援〉		34

第5 啓発、広報

1 都立図書館による普及・啓発		
（1）啓発事業の実施(再掲一部変更)	！ ☆	34
（2）啓発資料等の作成・配布	！	34
（3）都立図書館ホームページによる情報発信	！	34
2 区市町村による普及・啓発		
〈多様な読書の機会の提供(再掲)〉	！ ☆	35

第3章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進

1 学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進(新規)		
（1）オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	！ ☆	36
（2）オリンピック・パラリンピック学習読本の活用	☆	36
（3）授業における読書活動の工夫に関する情報の提供		36
2 都立図書館の取組		
（1）オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介(新規)	！	36
（2）外国語図書を活用した情報発信(新規再掲)	！	37